

岐阜県公報

目次

告示

有害興行の指定

(男女参画青少年課) 五三一

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉国保課) 五三二

指定医療機関の廃止の届出

(同) 五三三

指定医療機関の名称等の変更の届出

(同) 五三二

指定医療機関の指定辞退

(同) 五三三

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(治山課) 五三三

道路の区域変更

(道路維持課) 五三三

道路の供用開始

(同) 五三四

収用委員会告示

収用及び使用の裁決手続の開始

(収用委員会) 五三四

公示

公共測量の実施

(用地課) 五三五

告示

第二千三百二号

平成二十三年十一月二十九日

(火曜日)

岐阜県告示第五百七十二号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名等
映画	変態女課長 陵辱がちなむ		オーピー映画
	三十路妻 濃密な夜のご奉仕		オーピー映画
	愛している Lovelly family		オーピー映画
	ドスケベ検査 ナーア爆乳責め		オーピー映画
	痴漢電車 ゆれ濡れる桜貝		オーピー映画

2 指定年月日

平成23年11月29日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開	設	者	所	在	地	指	定	年	月	日
ユタカ薬局各務原市役所前				株式会社ユタカ ファーマシー	各務原市那加住吉町一 二一					平成三	・	八
おかだ歯科クリニク				岡田 久也	羽島市桑原町八神字平太 二六九一					平成三	・	八

岐阜県告示第五百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開	設	者	所	在	地	廃	止	年	月	日

加藤 歯科医院	加藤 考治	多治見市市之倉町二 〇八四	平成三	・	二	・	一
岡田 歯科医院	岡田 広久	羽島市桑原町八神一九一	平成三	・	五	・	三
スギ薬局 鶴沼三ツ池店	株式会社 スギ 薬局	各務原市鶴沼三ツ池町五 一九八一	平成三	・	七	・	三

岐阜県告示第五百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	開	設	者	所	在	地	変	更	年	月	日
新 クオール薬局 美濃店				クオール株式会社	美濃加茂市古井町下古井 二五五八					平成三	・	八
旧 美濃薬局												
新 クオール薬局 加茂店				クオール株式会社	美濃加茂市古井町下古井 二六九番地					同		
旧 加茂薬局												

岐阜県告示第五百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十六条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十六条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 開設 者 所 在 地 指定辞退年月日

ねざさ腎泌尿器科皮 膚科 根 笹 信 一 大垣市中川町三 八三 平成三〇・九・二五

岐阜県告示第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 郡上市明宝小川字浅谷山一六二五の一、字日出雲一六四四の一、字小谷洞一六七六の二、字家谷一六八八の二
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
岐 阜 県 道		萩 宮 原 線		下呂市萩原町山之口字カレイ谷一八 六番五地先 地内		六・五	二・八	三・五	三・五	
下呂市萩原町山之口字曲り木一七九七番一地先から		七・六	一・四	一・四	三・六	一・九	一・二	一・九	四	

同 市同 字ズ り岩一七六番三八地先 まで		
後	前	後
七〇 一六・六	七一 一・三	七四 一・九
同 市同 字同 一七八四番一地先まで		
後	前	後
九 一七・六		三七 八

岐阜県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
一大宮垣線		大垣市笠縫町四五六番三地先から 同 市宿地町九一四番四地先まで	三〇・〇	平成 三三・二・元	平成 一九・八・三

収用委員会告示

岐阜県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

- 一 起業者の名称
各務原市
- 二 事業の種類
各務原市道稲九百二十六号線新設工事（仮称）那加小網線・岐阜県各務原市上戸町一丁目地内及び岐阜県各務原市川島小網町字本田浦地内から同市川島小網町字乙宮西地内まで）及びこれに伴う市道代替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 岐阜県各務原市上戸町一丁目

地 番	地 目		地 積 (m ²)		収用しようとする土地の面積 (m ²)	使用しようとする土地の面積 (m ²)
	公簿	現況	公簿	実測		
一三番一	畑	畑	一、五〇	一、五〇・四	一六・五	三三・八
一三番二	畑	雑種地	四五	四六・七	三四・〇	五・四
一四番	畑	畑	三五	三五・六	二三・七	三三・八

（注） 収用し、又は使用しようとする地積に係る図面は、岐阜県土木整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。
四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
尾関 久子	岐阜県各務原市上中屋町二丁目一五三番地

- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成二十三年十一月十一日

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東海防衛支局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
東海防衛支局
- 二 作業種類
公共測量（施設測量図作成）
- 三 作業期間
平成二十三年十一月十六日から
同 二十四年二月二十九日まで
- 四 作業地域
各務原市

平成二十三年十一月二十九日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター